

# 聖徳太子没後 1400 年記念シンポジウム運営補助等業務委託仕様書

## 1 件名

聖徳太子没後 1400 年記念シンポジウム運営補助等業務委託

## 2 業務目的

2022 年（令和 4 年）は聖徳太子没後 1400 年（以下「没後 1400 年」という。）の節目となる。本町では、2018 年（平成 30 年）より町の各種団体から成る、「聖徳太子 1400 年プロジェクト推進協議会」を立ち上げ、没後 1400 年を契機とした町の PR と地域活性化の取り組みを進めている。

本業務では、没後 1400 年を契機に、聖徳太子の遺された功績と「和」の心から未来への展望を学ぶシンポジウムを開催することにより、「聖徳太子ゆかりのまち」太子町を広く知っていただく機会とするとともに、聖徳太子の「和」の心を生かしたまちづくりを持続・推進していくことを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日～令和 5 年 1 月 13 日（金）

## 4 事業概要

ア シンポジウムの概要

日 程：令和 4 年 12 月 3 日（土）13 時～16 時

場 所：兵庫県揖保郡太子町鷗 1 3 1 0 - 1

主催者：太子町、（一財）自治総合センター

後 援：総務省

会 場：太子町立文化会館（丸尾建築あすかホール）

規 模：約 700 名（内一般来場者の見込み：600 名）

入場料：無料

内 容

① 基調講演 古谷 正覚 氏 （法隆寺 管長）

② パネルディスカッション

・コーディネーター 小栗栖 健治 氏 （播磨学研究所 所長）

・パネリスト 古谷 正覚 氏 （法隆寺 管長）

村松 加奈子 氏 （龍谷ミュージアム 准教授）

田村 三千夫 氏 （太子町立歴史資料館 館長）

③ 記念アトラクション

バーチャルリアリティコンテンツ「国宝聖徳太子絵伝」上映

④ 館内展示、館内装飾等

・達磨寺屏風絵「片岡山のふもと」

- ※町にて達磨寺より借用、運搬
- ・聖徳太子関連パネル
  - ※町所有パネル（聖徳太子ゆかりの寺院 A2 パネル 8 枚）使用及び他のパネル等を企画提案、制作（提案内容に含めてください）
- ・ビッグアート展示 等
  - ※町保有のものを会場内にて展示予定（絵本作家スズキコージ氏の作品含む）
- ・会場入り口及び会場内（大ホール内）看板 等
- ⑤ その他（上記①～④以外で当シンポジウムにふさわしい内容があればご提案ください）

## 5 委託業務の内容

シンポジウムの開催にあたり、町及び受託者が以下の役割を分担する。

- ※提案については、文字だけではなく写真・絵図を用いて分かりやすい内容とすること。また、シンポジウムの内容充実のために下記以外の内容についても提案を行うこと。

### 【町】

- ・シンポジウム構成案の作成
- ・基調講演講師及びパネリストの選定・委託、記念アトラクションの選定・委託、報酬又は委託料の支払い
- ・記念アトラクションの選定、委託料の支払い
- ・会場使用料及び付帯設備使用料の支払い
- ・手話通訳者の手配、報酬の支払い
- ・参加者の事前申込受付業務（事前申込制とし、事前申込受付と入場券交付）
- ・当日プログラム(A 3 二つ折り両面 (4 色))素案作成、印刷
- ・広報用チラシ(A 4)素案作成、印刷、配布
- ・広報用ポスター(A 1)素案作成、印刷、配布
- ・当日受付、案内
- ・参加者へのアンケート実施、回答集計

### 【受託事業者】

- ・シンポジウムの司会進行・舞台の進行ディレクション、舞台設営・運営（会場レイアウト図、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本の作成を含む）
- ・基調講演、パネルディスカッションの出演者との調整業務
  - ※手話通訳者との連絡調整含む
- ・記念アトラクションの実施に係る調整（機材確認等含む）
- ・司会者の手配、報酬支払い
- ・当日プログラム(A 3 二つ折り両面 (4 色))データ制作
- ・広報用チラシデータ制作
- ・広報用ポスターデータ制作

- ・看板制作、設置（看板【900×1800】2本、ホール横一看板【900×7200】1本有）
- ・事業実施報告書（写真・録音等によるシンポジウムの記録含む）
  - ※テープ起こし文、講演概要（ホームページ用データ作成を含む。）を作成の上、事業実施報告書の中に入れること。

#### 【協働業務】

- ・会場内外の看板や装飾、シンポジウム実施に必要な各種備品・機材の手配は、町及び受託者が協働・分担して負担する（提案内容に含めてください）。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、兵庫県及び政府方針に基づき、運営を行うこととする。

### 6 事業体制

- ・責任者及び担当者を適切に配置すること。
- ・本業務の実施にあたっては、町と受託者は十分な連絡をとり、打合せ・協議を行うこと。

### 7 成果物

- |   |    |
|---|----|
| (1) シンポジウム運営にかかる会場レイアウト図、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本の作成、提出 | 1式 |
| (2) 事業実施報告書の提出                                      | 1式 |
| (3) 当日プログラム、広報用チラシ、広報用ポスター                          | 1式 |
| (4) (1)～(3)の電子データ                                   | 1式 |

### 8 再委託の禁止

本業務の契約にあたり、受託者が一括して第三者に業務を委託することは認めない。

### 9 秘密の保持

受託者は、本業務の実施上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、町の了解なく外部に開示しないよう秘密の保持に十分留意しなければならない。

### 10 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、町の指示に従い、必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

### 11 成果品の帰属

本業務における成果品は、すべて町に帰属するものとし、受託者は町の許可なく使用してはならない。

## 12 その他

- ・ 本件受託者は過去3年間に国または地方公共団体のシンポジウムの運営実績及び印刷物等作成業務の実績の両方を有すること。
- ・ 本件では出演者と直接やり取りをすることもあることから、受託者はPマークを取得し、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を確保すること。
- ・ この仕様書に記載されていない事項で、疑義が生じた場合には、町と受託者は、その都度協議し、決定することとする。